

法人化の場合の基本的な考え方

令和 5 年(2023 年)11 月 9 日

《使命及び目的》

1 特別の法律に基づいて設立される新たな日本学術会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学（いわゆる自然科学だけでなく、社会科学及び人文科学のすべてを含む。）が国民共有の知的資源であり、科学の活動は科学の発展と国民の福祉に資するものであるという確信に立って、世界最高のアカデミーとなることを目指し、国民の総意の下に設立される。

新たな日本学術会議は、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民及び人類社会の福祉と発展に貢献することを目的とする。

《業務》

2 新たな日本学術会議は、独立して以下の業務を行う。

(1) 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

特に、科学に関する重要事項について、政府に客観的で科学的根拠に基づく助言（科学的・学術的助言/勧告）を行うことができる。政府は、科学に関する重要事項について学術会議に科学的・学術的助言を求める（諮問）ことができる。政府は、学術会議の依頼に応じて、資料や情報の提供を行うことができる。

○ 科学に関する重要事項としては、日本の科学の発展並びに世界の科学への貢献にかかる事項（science for science）と、科学を社会や国民の福祉向上に活用する事項（science for society）がある。

○ こうした事項について、日本学術会議は、政府等から独立した立場から、すべての学問分野に開かれた学術会議の強みをいかした俯瞰的・分野横断的な審議を行い、中長期的な視点に立った課題の発見・先取りなどを含む科学的・学術的助言を作成・公表することが期待される。加えて、政府等から独立した立場から、国民や社会の具体的なニーズ、政府等からの要請などを踏まえ、必要な科学的・学術的助言を適時適切に行うことも期待される。いずれの場合も、その助言の有効性・実現可能性を高めるためには、受け手である政府、産業界等を含む社会全体、国民から広く意見を徴するなど丁寧なコミュニケーションが求められる。

(2) 科学に関する研究の連絡を図るとともに、国民及び社会との対話を促進することにより、その能率を向上させること。

特に、科学者間のネットワークを構築するとともに、国際的な連携・交流を通じ、科学の発展、我が国及び人類社会の課題解決に貢献する。このため、科学に関する国際団体に加入することができる。

- 科学者の代表機関として、分野・セクターを超えた学際的研究や地域連携の推進、人材育成や現場で安心して研究に従事できるための環境整備などの取組も期待される。
- 科学や学術に関する国民・社会・政府との対話の主体、コミュニケーションの結節点、国民の自律的な生き方や社会の発展に資するための国民の科学リテラシーの向上、科学や学術と国民及び社会との間の信頼構築などの役割も期待される。

《組織形態》

3 科学や学術が独立と自律を旨とする営みであることを踏まえ、活動や運営に関する独立性の制度的な担保を徹底するとともに、政府や社会とのコミュニケーションの結節点・対話の主体等の役割にふさわしい組織形態とするため、新たな日本学術会議は政府から独立した法人とし、併せて柔軟で自律的な組織運営を可能とする。

- 政府の組織でありながら政府から独立した立場で活動する、政府の一部でありながら政府との対話の主体になる、というような分かりにくさが解消され、活動の不偏性、公正性に対する信頼感のさらなる高まりが期待できる。
- 国民の科学リテラシーの向上、科学に関する信頼構築などのため、広く国民や社会を巻き込んだパブリックな議論の場を設定するような役割も果たす主体としては、政府の組織ではなく国から独立した存在であることが望ましい。関係機関・団体等との連携等についての自由度も向上する。
- 人事・組織関係制度や会計法令による厳格な制約から外れ、事務局等の弾力的な整備、国費以外の収入の確保や機動的な支出が可能となる。外国人会員の任命も可能になる。

《会員選考》

4 新たな日本学術会議は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、独立して会員を選考する。会員は、異分野間をつなぐ能力、社会と対話し課題解決に取り組む意欲・能力を有することが望まれる。会員構成の多様性にも配慮する。

ナショナル・アカデミーとしての正統性及び国民の理解・信頼を確保するた

め、会員は、新たな日本学術会議の独立性・自律性を踏まえつつ、透明かつ厳正なプロセスで選考されるものとする。

※ 選考方法、会員構成の在り方、任期等については、学術会議の機能や独立性に十分留意しつつ、懇談会において議論を深める。

※ 法人の長の選出方法については、懇談会において、学術会議の独立性に十分留意しつつ、体制及び運営の在り方全体の中で議論する。

《内部組織・財政基盤等》

5 新たな日本学術会議が国民から求められる機能を適切に発揮するために必要な体制（事務局を含む）を整備する。

新たな日本学術会議は、活動・運営の活性化、独立性の徹底という観点からも、財政基盤の多様化に努める。

その上で、必要な財政的支援を行う。外部資金獲得の支援に必要な措置も検討する。

6 法人としての自律的な活動・運営に必要なガバナンス体制、透明かつ客観的に評価・検証を行う仕組みを整備する。組織・運営に関する重要事項（総会等）は法律で定め、細則については、それを踏まえ法人が定めることとする。

※ 組織・運営に関する事項の大枠については、懇談会において、学術会議の機能や独立性に十分留意しつつ検討する。